別紙１

無料検査事業の概要

- ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する取組、対象者全員検査等の利用を促し、検査を普及させるため、無症状のオミクロン株対応ワクチン接種未了者・全員検査対象者等について、経済社会活動を行うにあたり必要になる検査（原則として抗原定性検査）を無料化。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、都道府県知事の判断により、幅広く感染不安などの理由によるPCR検査等を無料化。原則、レベル２以上で実施。

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業
（補助率10/10）

（検査対象・方法）

〇経済社会活動を行うにあたり、「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者全員検査」及びワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査を無料化

〇検査は薬局・民間検査機関等において原則対面で実施

※ワクチン・検査パッケージ制度の適用は原則として当面停止（令和４年１月19日付基本的対処方針）

感染拡大傾向時の一般検査事業
（補助率8/10）

（検査対象・方法）

〇左記に加え、都道府県知事が、特措法24条９項等に基づき、「不安に感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請した場合、これに応じて住民が受検する検査を無料化

〇検査は薬局・民間検査機関等において原則対面で実施

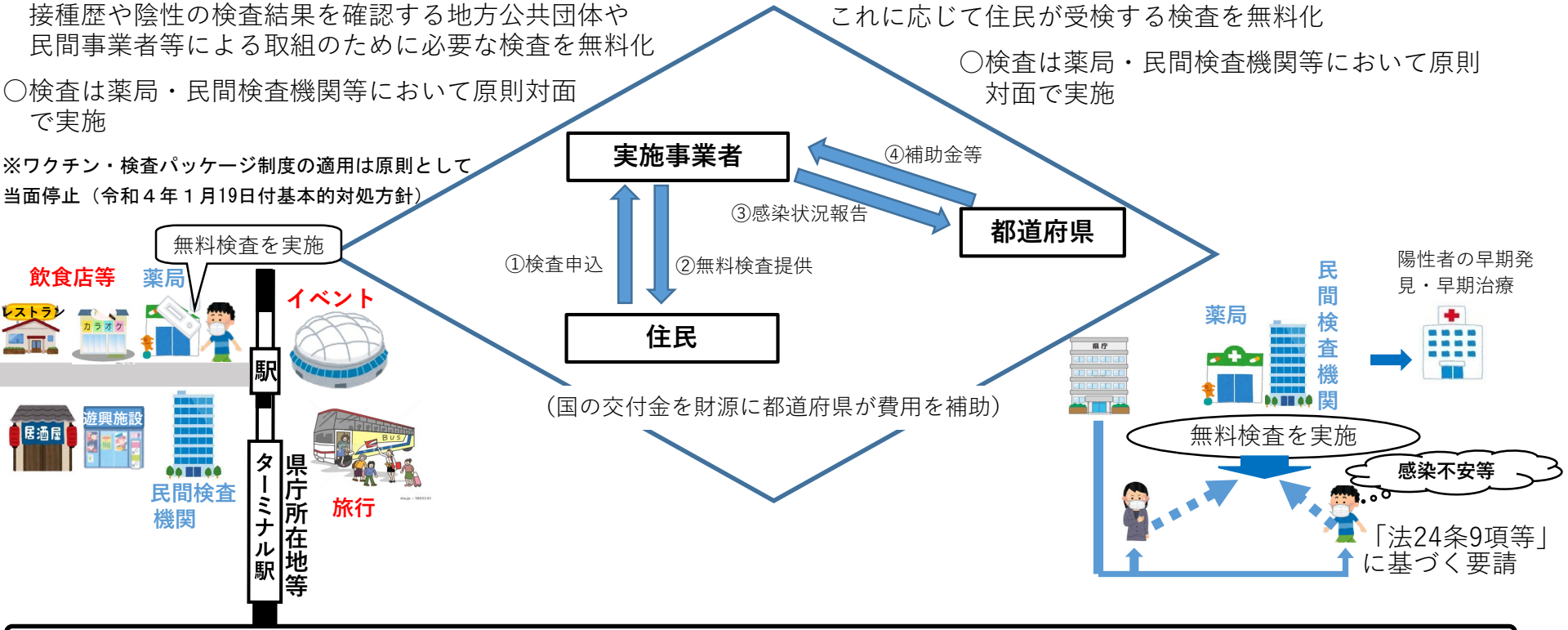

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業については**実施期間終了**。大型連休等の都度、再開判断

※感染不安を感じる住民（無症状者）であれば、経済社会活動に際し検査結果通知書を求められた者も引き続き一般検査事業を活用可能。